

## 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

### 1. 調達内容

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 調達番号 | 財契112  |
| (2) 契約件名 | 大阪大学未来基金の渉外活動に対するアドバイザー及び支援業務 一式<br>(詳細は別紙仕様書のとおり) |
| (3) 請負期間 | 令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日                               |
| (4) 請負場所 | 大阪大学共創機構渉外部門他本学が指定する場所                             |

### 2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1 大阪大学本部事務機構2階  
国立大学法人大阪大学 財務部契約課契約総括係  
電話 06-6105-6492
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和5年3月8日 17時15分

### 5. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。
- (4) 見積書提出時に仕様書6. にかかる本請負の体制図（従事する者の資格または経歴を明記すること）を提出すること。

## 業務委託仕様書

### 1. 業務名

大阪大学未来基金の渉外活動に対するアドバイザー及び支援業務

### 2. 業務の目的

大阪大学未来基金の渉外活動を行うとともに、必要な助言・提言・支援を行う。本学所属ファンドレイザーとともに、寄附者のリレーションシップマネジメント、新規開拓等の渉外活動支援を実施する。これらにより本学の渉外活動の促進・強化を行い、未来基金の拡大を図る。

### 3. 実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

### 4. 業務の場所

大阪大学共創機構渉外部門他本学が指定する場所

### 5. 業務内容

- (1) 寄附者と本学との関係構築(関西地区法人 25 件、関西地区高額寄付者 70 人、関東地区法人 10 件、関東地区高額寄付者 20 人)、新規開拓等の渉外活動
- (2) 未来基金プロジェクト運営団体への指導・助言(7 件)
- (3) 本学所属ファンドレイザーへの指導・助言
- (4) 本学の渉外活動に関する助言・提言

### 6. 業務の実施体制

- (1) 受注者は、業務担当者に認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会が付与する「認定ファンドレイザー」または「准認定ファンドレイザー」の資格を有する者、もしくは日本の大学、NPO法人等非営利団体におけるファンドレイジングの実務経験が3年以上ある者をあてること。
- (2) 受注者は、業務担当者の名簿及び業務予定表を自ら決定し、本学に対し予め届け出ること。
- (3) 受注者は、自ら業務に従事するものとし、再委託をすることができない。ただし、業務の一部について、事前に本学の承諾を得た場合は、この限りでない。

### 7. 実施確認

受注者は、四半期毎に業務内容を記載した報告書を本学に提出するものとする。

本学は、業務内容が適正に履行された旨の確認を行った後、四半期毎に年4回、当該月の

翌々月末までに請負代金を支払うものとする。

#### 8. その他

- (1) 本学が、本契約の履行に際し受注者に貸与した全ての資料等は、本学の許可なく複写してはならないものとし、業務完了後は直ちに本学へ返却するものとする。
- (2) 受注者は、本業務に関連して知ることのできた本学の業務に関する一切の事項及び情報並びにその他の権利(法的利益を含む。)を第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは使用させ、且つ本契約以外の受注者自らが行う業務に窃用してはならない。
- (3) 本学は、業務担当者の執務に必要と本学が認める執務室及び器具備品等は無償で提供するものとする。
- (4) 本業務に必要な経費(交通費を含む)は原則として受注者の負担とする。ただし、本学の負担とすることを事前に本学が承諾した費用については、本学の負担とすることができる。
- (5) 受注者は本業務を善良なる管理者の注意義務をもって履行する。
- (6) 受注者は、この業務で得られた成果物の著作権者人格権を行使しないものとし、著作権者人格権以外のすべての著作権(著作権法第27条、28条を含む)は本学に譲渡するものとする。
- (7) 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙の個人情報取扱の特記事項を遵守して取り扱うものとする。
- (8) 受注者は、本学の情報セキュリティ規則等を遵守するものとする。
- (9) 受注者は大阪大学共創機構渉外部門と緊密な連携を取って業務に当たるものとする。
- (10) 受注者の業務担当者に対する業務遂行方法に関する指示、評価等に関する指示、始業・終業や休憩時間・休日・休暇等に関する指示その他の管理(これらの単なる把握を除く。)、サービス上の規律、配置等の決定・変更等は、受注者が行うものとする。
- (11) 契約に必要な細目は、国立大学法人大阪大学製造請負契約基準による。
- (12) 本契約の監督職員は共創推進部社会連携課長補佐とする。
- (13) この仕様書に記載されていない事項及び本契約の履行において疑義が生じた場合は、その都度本学と受注者が協議するものとする。

## 見 積 書

調達番号： 財契112

調達件名： 大阪大学未来基金の渉外活動に対するアドバイザー及び支援業務 一式

見 積 金 額 円

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。